

令和6年度東大和市農業委員会活動指針

令和6年3月28日

東大和市農業委員会

東大和市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第1条に定める目的達成のため、法第6条に規定する所掌事務を遂行するとともに、当市の農業情勢に鑑み、法第7条に規定する活動指針を次のとおり定める。

1 基本方針

当市の農業・農地は、新鮮で安全・安心な農産物の供給という本来の機能と、市民生活の快適な住環境の提供、及び食育の推進や防災空間など多様な機能を発揮し、社会的な貢献を果たしている。

このような情勢のなか、都市農地に関する制度を活用することにより、農地の保全に努める。

よって、ここに東大和市農業委員会が令和6年度の活動において取組む項目を以下のとおり定め、農業委員会活動を展開することとする。

2 活動内容

（1）会議の開催

ア 総会

法第6条に規定する所掌事務を処理する。

イ 全員協議会

農業委員会として行う活動等について協議する。

ウ 広報活動

農業委員会だより「農の人」の編集・発行を行う。

エ 研修会

関係機関が行う研修会に、農政情報の収集、知識の習得などのために参加する。

3 重点活動

（1）生産緑地地区の追加指定の推進

農地保全の観点から生産緑地地区の追加指定について市と連携を図る。なお、「一団のものの区域」について、農業委員会としての意見をまとめ、市に運用の見直しを働きかける。

(2) 農地の利用状況の確認と利用促進

日常活動及び農地管理推進月間を通じ、農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し、農地の保全と利活用を進める。

(3) 農業者の意見集約と関係行政機関への意見の提出

農業者の意見を集約し、関係行政機関等に対し意見の提出等を行う。

4 統一活動

(1) 農地制度の周知及び活用と担い手支援活動

納税猶予制度、農地の賃貸借制度、特定生産緑地制度などの農地制度等の周知を図るとともに制度等の活用により、農地の利活用を進める。

新たな担い手の確保のため、関係機関との連携を図り、認定新規就農者や農業後継者への支援を行う。

(2) 農業委員活動記録カードの活用の推進

活動記録カードの徹底を図り、毎月の総会にて取りまとめ状況を報告して情報交換を行うとともに、活動の活性化に取り組む。

(3) 地域農業の確立に向けた連携活動

市民との交流活動、体験学習、職場体験の受け入れなどに取り組む。

(4) 情報収集・情報発信活動の推進

地域の意見収集及び情報の発信に取り組む。

特定生産緑地制度の推進及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律等、都市農地に関する制度の周知活動に取り組む。

緑地空間としての保全や災害時の避難場所等の役割を担っている防災協力農地について、市と連携を図り広報等を通じ周知活動に取り組む。

(5) 農地へのごみ不法投棄の防止

農地へのごみ不法投棄防止について、広報等を通じ周知活動に取り組む。

5 最適化活動の推進について

活動目標の設定、活動内容の記録、目標にてらして成果の点検・評価を行った上で公表することとする。

(1) 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について取り組むものとする。

ア 遊休農地の発生防止・解消

(ア) 目標

	管内の農地面積 (a)	遊休農地面積 (b)	遊休農地の割合 (b/a)
現状 (令和6年3月)	55.0ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和9年3月)	55.0ha	0ha	0%
目標 (令和10年3月)	55.0ha	0ha	0%

(イ) 推進方法

3の重点活動(2)の農地の利用状況の確認と利用促進の取り組みを通し推進する。

(ウ) 評価方法

遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

イ 担い手への農地利用の集積・集約化

(ア) 目標

	管内の農地面積 (a)	集積面積 (b)	集積率 (b/a)
現状 (令和6年3月)	55.0ha	11.5ha	20.9%
3年後の目標 (令和9年3月)	55.0ha	12.4ha	23.6%
目標 (令和10年3月)	55.0ha	14.3ha	26.0%

(イ) 推進方法

3の重点活動(2)の農地の利用状況の確認と利用促進の取り組みを通し推進する。

(ウ) 評価方法

農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

ウ 新規参入の促進

(ア) 目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和6年3月）	0人 （ 0 h a ）	0法人 （ 0 h a ）
3年後の目標 （令和9年3月）	0人 （ 0 h a ）	0法人 （ 0 h a ）
目標 （令和10年3月）	1人 （ 0. 3 h a ）	0法人 （ 0 h a ）

(イ) 推進方法

4の統一活動（1）の農地制度の周知及び活用と担い手支援活動取り組みを通し推進する。

(ウ) 評価方法

新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。